

資料1

公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会委員会（平成30年6月14日） における決定事項について

平成30年(2018年)6月14日（木）に開催された公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において、以下の事項が決定された。

1 国民体育大会の名称変更について

	現 行	改 正 後
大会名称	「国民体育大会」	「国民スポーツ大会」 ※スポーツ基本法の一部改正による
英語表記	「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」	「JAPAN GAMES」
略 称	「国体(こくたい)」	「国スポ(こくすぽ)」
その 他		※回数：昭和21年(1946年)開催の第1回大会からの回数を継続(通算回数) ※適用大会(年)：平成35年(2023年)開催の第78回大会(冬期：未定、本大会：佐賀県)から適用

※平成36年(2024年)大会については、「第79回国民スポーツ大会」となる。

2 第78回以降の「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」対象種目の取扱について

- 平成26年(2014年)6月に決定された「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づき、平成28年(2016年)・第71回大会(岩手県)から平成34年(2022年)・第77回大会(栃木県)までの間、正式競技として段階的に導入・実施されている対象競技・種目・種別について、平成35年(2023年)・第78回大会(佐賀県)以降も実施することが決定された。
- 各競技の参加人員については、原則として同計画導入以前(平成27年(2015年)・第70回大会(和歌山県))の各競技の参加人員の範囲内とすることとされ、(公財)日本スポーツ協会および各中央競技団体において現在調整中。

【対象競技・種目・種別】

競技	種目	種別
水泳	水球	女子 (成年少年共通)
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)
		女子 (成年少年共通)
ボクシング		成年女子
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子
		少年女子
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)
		女子 (成年少年共通)
レスリング		女子 (成年少年共通)
ウェイトリフティング		女子 (成年少年共通)
自転車	トラック・ロード	女子 (成年少年共通)
ラグビーフットボール	7人制	女子 (成年少年共通)

競技役員等編成基本方針 新旧対照表

資料2

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針</p> <p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針</p> <p>第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。 大会の競技役員等の編成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および競技団体等と十分協議して行う。</p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。</p>

2 競技役員等の定義および編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会役員	国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員 競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

2 競技役員等の定義および編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会役員 ※国スポのみ	国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員 競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	審判員 総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員 競技役員の業務を補助する。
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

(2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

大会の競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備（実行）委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	審判員 総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員 競技役員の業務を補助する。
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

競技役員等養成基本方針 新旧対照表

資料3

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針</p> <p><u>第79回国民体育大会</u>（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。 <u>競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。</u> 	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針</p> <p><u>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会</u>における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。 <p><削除></p>

競技役員等養成基本計画 新旧対照表

資料4

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画</p> <p>第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成について は、「第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針」および「第79回 国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民体育 大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推 進を図る。</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画</p> <p>第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回 全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営にあたる 競技役員等の養成については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」および「第79回国民 スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方 針」に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポ ーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の 推進を図る。</p>
<p>1 養成対象 競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技 会補助員を養成の対象とする。</p> <p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、 競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が 関係団体と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等 の養成計画の推進に努める。</p> <p>3 養成方法</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のと おりとする。</p> <p>①県内講師による県内講習会 ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会 ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣 ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣</p> <p>(2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法につ いては、次のとおりとする。</p> <p>①県内講師による県内講習会 ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会</p>	<p>1 養成対象 競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技 会補助員を養成の対象とする。</p> <p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、 競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) <u>国スポの競技会係員および競技会補助員については会場地市 町が、大会の競技会係員および競技会補助員については県が、</u> 関係団体と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等 の養成計画の推進に努める。</p> <p>3 養成方法</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のと おりとする。</p> <p>①県内講師による県内講習会 ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会 ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣 ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣</p> <p>(2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法につ いては、次のとおりとする。</p> <p>①県内講師による県内講習会 ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会</p>

4 養成スケジュール

区分／養成方法／養成団体			年度 開催前年		2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
その他 運営員	その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
競技補助員	競技補助員	県内講習会	競技 団体										
競技会係員	競技会係員	県内講習会	会場地 市町										
競技会補助員	競技会補助員	県内講習会	会場地 市町										

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

4 養成スケジュール

区分／養成方法／養成団体			年度 開催前年		2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
その他 運営員	その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体										
競技補助員	競技補助員	県内講習会	競技 団体										
競技会係員	競技会係員	県内講習会	会場地 市町										
競技会補助員	競技会補助員	県内講習会	会場地 市町										

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

デモンストレーションスポーツについて

1 デモンストレーションスポーツとは

デモンストレーションスポーツは、都道府県代表の選手が競い合う正式競技とは異なり、生涯スポーツ振興の一環として、開催都道府県内に居住している方々を参加対象として、よく知られている競技から珍しい競技まで、開催都道府県が希望する種目を独自に実施できるという特徴を持っている。

お年寄りから子供まで多くの方々が気軽に参加することにより、幅広い世代の方と交流を深め、国スポーツに参加した感動を実感してもらえる行事となるよう、今後、県内各市町や関係団体と協議しながら準備を進めていく予定である。

2 実施基準について（「デモンストレーションスポーツ実施基準」（日本スポーツ協会）から抜粋）

(1) 実施対象

原則として、開催地都道府県体育（スポーツ）協会加盟団体の競技（正式競技・公開競技を除く）であること。

これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育（スポーツ）協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

(2) 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

(3) 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

(4) 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時（開催3年前）とし、実施申請書を公益財団法人日本スポーツ協会会長および文部科学大臣あて提出する。

(5) 実施時期

実施時期は、当該大会開催年度の4月1日以降、国スポーツの閉会までとする。

3 実施行事の選択について

次の事項について、総合的に検討し選択する。

- (1) 県内に普及しているもの、または、今後普及する可能性があるもの
- (2) 競技団体の組織が整備されており、競技会運営能力があるもの
- (3) 既存の競技施設等で実施可能なもの
- (4) 市町の開催希望があるもの

	正式競技・特別競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施競技	○正式競技（37競技） ○特別競技（1競技）	○綱引、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、パワーリフティング、武術太極拳、バウンドテニス、エアロビック	○県スポーツ協会加盟団体競技 ○県スポーツ協会の推薦する競技
	天皇杯・皇后杯の得点対象（特別競技は対象外）	天皇杯・皇后杯の得点対象としない	
開催	開催は必須	開催は任意	
参加者	都道府県選手団	全国から参加者	県内に居住する者
競技の運営	○競技団体 ○会場地市町	原則、中央競技団体が主導的に行う	県競技団体が、会場地市町の協力を得ながら行う
経費負担 (本大会)	(県) 2/3 (市町) 1/3	全額競技団体負担	競技団体負担金、参加料収入を除いた上で (県)補助対象経費の2/3(上限額あり) (市町)1/3
決定時期の 目安	国スポーツ開催5年前（開催内定の年）		国スポーツ開催3年前（国体決定の年）

6 競技・会場選定までのスケジュール（案）

	年度	月	内 容
開催 6 年前	2018 (H30)	6 月 7 月～ 秋以降（未定） 2 月頃	市町担当者連絡会にて概要説明 <関係団体へ概要説明>※ 市町へ開催意向予備調査 競技運営専門委員会（デモンストレーションスポット実施基本方針審議）
開催 5 年前	2019 (H31)	5 月頃 5 月～6 月 6 月～11 月 3 月頃	常任委員会（デモンストレーションスポット実施基本方針決定） <関係団体へ募集要項説明> 第一次募集期間※順次ヒアリング実施 総務企画専門委員会（第1次内定案審議）
開催 4 年前	2020 (H32)	5 月頃 5 月～10 月 3 月頃	常任委員会（第1次内定案審議・決定） 第二次募集期間※順次ヒアリング実施 総務企画専門委員会（第2次内定案審議）
開催 3 年前	2021 (H33)	5 月頃 6 月頃 6 月頃	常任委員会（第2次内定案審議・決定） 日本スポーツ協会・文部科学省へ実施申請書提出 日本スポーツ協会【国体委員会】にて実施決定

※県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会、県スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

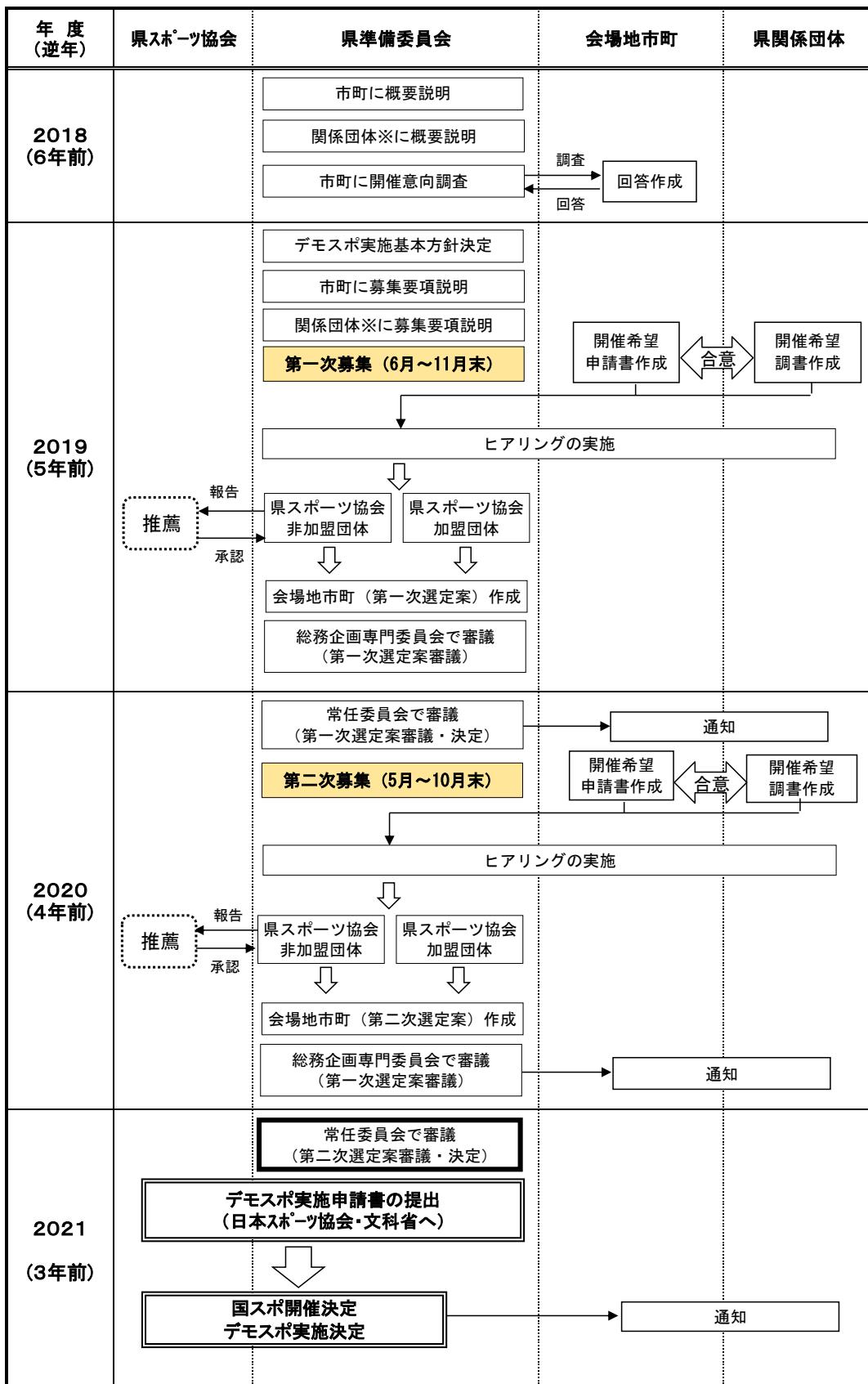
7 先催県の実施（予定）状況について

	第70回 和歌山県 (平成27年)	第71回 岩手県 (平成28年)	第72回 愛媛県 (平成29年)	第73回 福井県 (平成30年)	第74回 茨城県 (平成31年)
	16市町村/ 27種目		21市町村/ 29種目	20市町村/ 28種目	17市町村/ 36種目
1	合気道	ビリヤード	合気道	少林寺拳法	ボート(ローイングエルゴメーター)
2	インディアカ	武術太極拳	アームレスリング	エスキーテニス	キッズトライアスロン
3	ウォーキング	シーカヤックマラソン	インディアカ	スティックリング	ビーチラグビー
4	ウォーカリー	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	いきいきトランボリン
5	オリエンテーリング	マラソン	エアロビック	ドッジボール	ママさんバレー
6	カローリング	リレーション3	カーリング	スポーツチャンバラ	Eボート
7	近代3種	エアロビック	カヌーツーリング駅伝	真向法	ウォーキング
8	キンボールスポーツ	ヒルクライム	カローリング	サイクリング	3B体操
9	ゲートゴルフ	フライングディスク ディスクゴルフ・アルティメット	近代3種	パラグライダー	少年少女サッカー
10	3B体操	ペタンク	クライミング	一般体操	少年軟式野球
11	武術太極拳	スポーツ吹矢	グラウンド・ゴルフ	ラージボール卓球	少林寺拳法
12	サーフィン	バウンドテニス	ゲートボール	インディアカ	スポーツ鬼ごっこ
13	スポーツチャンバラ	ビーチバレー	3B体操	スポーツ吹矢	スポーツ吹矢
14	スポーツ吹矢	オリエンテーリング	スポーツチャンバラ	カヌーポロ	ソフトバーボール
15	ソフトバーボール	ダンススポーツ	スポーツ吹矢	3B体操	ターゲットバードゴルフ
16	庭球野球 TE-YA	3B体操	ターゲット・バードゴルフ	オリエンテーリング	ダンススポーツ
17	日本拳法	ネオホッケー	ダーツ	シルバーソフトバーボール	ダンス&パフォーマンス
18	バウンドテニス	少年少女ホッケー	ダブルダッチ	武術太極拳	ディスクゴルフ
19	パラグライダー・ ハンングライダー	スポーツチャンバラ	ディスク	バウンドテニス	トレインラン
20	パークゴルフ	ラジオ体操	トランポリン	エアロビック	ドッジボール
21	ビリヤード	室内雪合戦	日本拳法	バトン	ハングライダー・ パラグライダー
22	ビーチフットボール	インディアカ	ノルディック・ウォーク	ディスクゴルフ	バウンドテニス
23	ビーチボールバレー	クップ	パラグライディング	ドッヂビー	パークゴルフ
24	ペタンク	ソフトバーボール	バウンドテニス	ミニバスケットボール	パンポン
25	リレーション3 (3人制ゲートボール)	マレットゴルフ	ビリヤード	ウッドスポーツ	ビーチハンドボール
26	エアロビック	ウォーカリー	ブラインドテニス	ソフトバーボール	ビーチボールバレー
27	ティーボール	サーフィン	ペタンク	マレットゴルフ	ふれあいグラウンド・ ゴルフ
28		パークゴルフ	マリンスポーツ	還暦軟式野球	ペタンク
29		ターゲット・バードゴルフ		6人制ホッケー	ユニカール
30				ペタンク	リレーカーニバル

※網掛部分のゲートボール、武術太極拳、バウンドテニス、エアロビックについては、第79回滋賀大会では『公開競技』として実施予定です。

※太枠部分のクライミング、ビーチバレー、トランポリンについては、第79回滋賀大会では『正式競技』として実施予定です。

**第79回国民スポーツ大会
デモンストレーションスポーツの会場地選定に係るスケジュール(案)**



※関係団体:県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会、県スポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等

第79回国民スポーツ大会の競技用具必要数・現有数調査について

1. 調査について

第79回国民スポーツ大会の円滑な競技運営を図るため、競技用具の必要数および現有数等を調査し、県および会場地市町が作成する競技用具整備計画の基礎資料とする。

2. 今後の競技用具整備業務の流れ

